

病児保育室施設長 あて

住 所
氏 名
電話番号

同意書

私は、病児保育を利用するにあたり、下記の内容について同意します。

記

- 1 常に病児保育室からの連絡に対応できるようにしておきます。
- 2 利用児童の状態が連絡票記入時及び受け入れ時より悪化し、次のような状態になった場合には、保護者の責任において医療機関を再度受診します。
 - (1) 脱水症状が強くなっている
 - (2) 嘔吐を繰り返している
 - (3) 水様の下痢便で回数が多い
 - (4) せきやゼーゼーするといった状態がひどく、水分が摂取できない
もしくは摂取しても嘔吐してしまう
 - (5) 元気がなく、ぐったりしている（倦怠感）
 - (6) 連絡票記入時及び受け入れ時と異なる症状がみられる（病状の変化）
 - (7) その他病児保育室施設長が、状態悪化により保育継続は困難と判断した場合
- 3 症状に急変があった場合、病児保育室では裏面の「緊急時の対応」のとおり対応し、医師の判断で保護者の了解を得ないまま治療が行われることがあります。
緊急搬送した際の医療費は保護者の負担とします。
- 4 病児保育室では、坐薬の預かりは行いますが投与は行いません。
病児保育室において、利用児童の家族が坐薬を投与する場合は、投与する坐薬や量に間違いがないよう確認し投与します。
- 5 1～4及び利用施設の指示を守ります。これに反するときは病児保育を利用できなくなる場合があります。

以上

緊急時の対応

病児の症状に急変等があった場合の緊急時の対応について

看護師・保育士による症状急変児の発見



施設長・主任保育士へ報告（保育士）



（かかりつけ医、指導医へ状況連絡（看護師））



救急呼び出しの判断（施設長・看護師）



保護者への連絡（保育士）



市立病院へ救急搬送（状況説明ができる保育士同乗

・他に預かり児童がない場合は看護師同乗）



◎利用登録台帳（写し）・連絡票・与薬票等持参

施設長等病院へ、病院・保護者対応



救急搬送の報告 子育て支援課へ（口頭・主任等）

重大な事故につながるような場合は緊急連絡とし、市の緊急連絡網に電話することとする。